

特定非営利活動法人ウッドデッキ 法人貢献表彰規程

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が当法人に貢献した者にウッドデッキ賞（Wood Deck Award）として表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本表彰は、前条の目的をふまえ、原則として前年度の当法人に最も貢献した会員及び会員外の者を対象とする。

(受賞候補者の募集)

第3条 本表彰の受賞候補者は、当法人の会員が推薦することができ、対象となる者について毎年度募集する。

(選考基準)

第4条 第1条の目的ならびに第2条の対象を踏まえて、以下のいずれかに該当する者を選考する。

- ア. 前年度の当法人の事業に最も貢献した者
- イ. 前年度の当法人の管理に最も貢献した者

(選考方法)

第5条 本表彰の選考は理事会にて行う。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、理事会の審議を経て、理事会が決定する。

(表彰)

第7条 本表彰式は総会において実施する。本表彰の受賞者には、表彰状と表彰トロフィーを授与し、副賞を授与することができる。

(選考結果の公示)

第8条 本表彰の選考結果は、当該年度の年次報告及びホームページにおいて公示する。

(授与証明書の請求)

第9条 受賞者は必要に応じ、代表理事に対して授与証明書の発行を請求することができる。

(個人情報保護)

第10条 受賞者及び受賞候補者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年11月1日から施行する。